

「公的統計基本計画」の変更について

<背景・概要>

- 統計法に基づき計画を策定。今回は、平成30年3月に策定した計画を変更するもの
- 不適切統計事案の発生を受けた統計委員会の「再発防止策」（R1.9）、統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（R1.12）における提言を受けて、新たな取組を盛り込むための一部変更
- 令和2年6月2日閣議決定

<計画の変更内容（ポイント）>

◎ 再発防止策・総合的対策の提言内容の盛り込み

- ① **品質確保に向けた取組の強化**
 - ・ P D C A サイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。
- ② **統計の重要度に応じたメリハリのある管理**
 - ・ 基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。
- ③ **各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援**
 - ・ 総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。
- ④ **専門性を有する人材の確保・育成**
 - ・ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。
- ⑤ **職場風土等の確立**
 - ・ 統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。

※ 総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。

R2.3.16 諮問



R2.5.1 答申